

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度も取り組みが行われてきました。

令和6（2024）年6月の介護報酬改定においては、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。 加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員等処遇改善加算（I）から（IV）までを取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。 C の「見える化」要件とは、①2020 年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	正規職員からパート職員まで、有資格や介護の経験にこだわらない幅広い採用を行っている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	随時相談の機会を設け、様々な働き方に対応できるよう努めている
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	時短勤務の実施、男性の育児休暇取得の促進を行っている
	有給休暇が取得しやすい環境の整備	会議等で有給休暇の取得を促し、取得しやすい雰囲気・職員の意識作りを行っている。全職員の取得ができるようシフト作成時に積極的に声かけを行っている

腰痛を含む心身の健康管理	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	法人本部と就業規則や労働基準法等の改正について、隨時学ぶ機会を提供している
生産性の向上のための業務改善の取り組み	5S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	毎月各部署で職場環境が 5S に沿って整備されているかを確認している
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	業務マニュアルを定期的に見直すことにより、職員個々の仕事に差がないようにしている
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎日の申し送りで情報共有を図るとともに、毎月実施している職員会議において、職場内に必要な留意点、改善すべき労務環境や支援内容について検討している
	利用者本位の支援方針など障害福祉や介護保険、法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	定期的な自己評価を実施することでケアの見直しについて学ぶ機会の提供を行っている